

処 分 基 準

令和8年4月1日作成

|   |
|---|
| 法 令 名：道路交通法   |
| 根 拠 条 項：第66条の2第1項   |
| 処 分 の 概 要：過労運転に係る使用者に対する指示  |
| 原権者（委任先）：長崎県公安委員会   |
| 法 令 の 定 め：道路交通法第66条の2第1項  |
| 処 分 基 準：<br>別紙のとおり  |
| 問 い 合 わ せ 先：長崎県警察本部交通部交通指導課取締・暴走族対策係<br>電話 095-820-0110 （内線 5136） |
| 備 考：  |

## 別紙

### 過労運転に係る使用者に対する指示の運用基準

#### 1 用語の定義

この運用基準等において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

##### (1) 指示

法第 66 条の 2 第 1 項の規定による指示をいう。

##### (2) 指示に係る使用制限

法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき、長崎県公安委員会が自動車の使用者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

##### (3) 使用者等

自動車の使用者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者をいう。

##### (4) 点数の付与

道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。）第 26 条の 7 第 1 項の規定により点数を付することをいう。

##### (5) 累計点数

令第 26 条の 7 第 1 項に規定する当該使用者の使用する当該指示に係る自動車に係る違反行為関係累計点数をいう。

##### (6) 前歴の回数

令第 26 条の 7 第 1 項の表 2 の備考に規定する前歴の回数をいう。

#### 2 指示に係る弁明の機会の付与

指示は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）上不利益処分に当たることから、法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与の手続を執ること。

#### 3 聴聞

指示に係る使用制限は、自動車の使用者に対して直接に義務を課すものであり、不利益処分に当たる。したがって、指示に係る使用制限を行おうとするときは、行政手続法の区分によれば弁明の機会の付与を行うこととなるが、手続保障の観点から、聴聞の手続をとることとされている（法第 75 条の 2 第 3 項において準用する法第 75 条第 4 項から第 8 項まで）。

#### 4 指示に係る使用制限の対象自動車

指示に係る使用制限の対象となる自動車は、指示を受けた使用者が使用する自動車であり、かつ、指示に係る使用制限の事由となる運転者の違反行為に用いられた自動車である。

## 5 指示の運用基準

(1) 過労運転（法第66条に規定する理由のうち、過労により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転する行為）に係る指示は、当該車両の使用者の業務に関して過労運転が行われた場合において、次のアからオのいずれかの要件に該当し、

- 当該車両の運転者に対して過労運転を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていない。
- 当該車両による運行について、過労運転が行われていないかどうか的確に把握されていない。
- 当該車両に係る運行計画が過労運転の防止に留意したものとなっていない。
- 当該車両に係る運送に関する契約が過労運転の防止に十分に留意したものとなっていない。
- 当該車両の運転者に対して運行前の点呼等により過労運転となるおそれのある状態で車両を運転させないようにするための措置が的確に行われていない。

など、当該使用者が当該車両につき過労運転を防止するために必要な運行の管理を行っているとは認められないときに限り行うものとする。

ア 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両について当該車両の使用者の業務に関し過去1年以内に1回以上の過労運転が行われた場合における当該使用者であるとき

イ 車両の使用者等が、当該運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関して過労運転をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該車両の使用者の業務に関して過労運転をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

ウ 車両の使用者等が、当該運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関して過労運転をすることを誘発するような行為をしていた場合

エ 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に過労運転に係る指示を受けた者である場合

オ 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）を受けた者である場合

(2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

ア (1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる過労運転について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなる場合

イ (1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる過労運転に係る車両が、過去1年以内に指示を受けた使用者の当該指示に係る車両である場合(当該指示が現に効力を有する場合に限る。)

(3)「当該車両の使用者の業務に関し」とは、法第75条第1項と同様、使用者の業務と関係なく車両が使用されていた場合を除くという意味である。すなわち、当該車両の使用者以外の者が、たまたま私用でその車両を使用し、過労運転を行った場合等は指示の対象とならない。

なお、交通事故に関して業務上過失致死傷罪を問う場合の「業務」とは、運転者の運転行為を「業務」とするものであるのに対し、本条における「業務」とは使用者の企業活動を「業務」とするものである。

(4)「過労」とは、精神又は身体が正常な運転ができない程度に疲労していることであり、法第66条第1項に定める「過労」と同様のものである。睡眠時間、仕事の質、量等を考慮して個々具体的に判断すること。

## 6 指示の方法

指示は、理由を付した文書を交付して行うものとする。

## 7 留意事項

(1) 指示に係る過労運転は、当該車両の使用者以外の運転者がしたものに限られること。

なお、運転代行業者以外の自動車運転代行業者の業務に関して行われた過労運転行為に係る指示については、運転者が自動車運転代行業者以外の者に限ること。

(2) 指示に係る過労運転は、当該車両の使用者の業務に関して行われたものに限られること。